

答 申 第 106 号
平成 29 年 5 月 23 日

財 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

関 税 等 不 服 審 査 会
会 長 中 里 実

答 申 書

平成 29 年 4 月 13 日付財関第 510 号をもって諮問のあった関税法（昭和 29 年法律第 61 号。ただし、関税定率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）による改正前のもの。以下「法」という。）第 7 条の 16 第 1 項の規定に基づく関税の更正処分及び法第 8 条第 2 項の規定に基づく関税の過少申告加算税賦課決定処分に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

原処分庁 A 税関 B 出張所長及び C 税関 D 支署長

本件各処分 関税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分

意 見

本件各処分の取消しを求める審査請求については、これを棄却することが相当である。

理 由

1. 事案の概要

- (1) 審査請求人は、衣料用繊維製品及び生地仕入、販売、輸出入等をする法人であり、E国及びF国から婦人服を継続的に輸入している。
- (2) 審査請求人は、A税関B出張所長、A税関G出張所長及びC税関D支署長に対して、別表に記載の輸入申告年月日に、婦人服の輸入（納税）申告（以下「本件申告」といい、本件申告に係る貨物を「本件輸入貨物」という。）を行い、関税、消費税及び地方消費税を納付して輸入許可を受けた。
- (3) H税関調査部は、平成27年3月26日、同月27日及び同年4月17日、審査請求人に対して、法第105条第1項第6号の規定に基づく調査（以下「本件調査」という。）を行った。
- (4) 本件調査の結果、H税関調査部は、本件輸入貨物の売手又は売手から本件輸入貨物の製造委託を受けた者が作成した本件輸入貨物に係るインボイス（以下「本件申告に使用したインボイス」という。）に記載された単価に基づく貨物代金が、本件輸入貨物の売手が作成した本件輸入貨物に係る請求書に記載された単価に基づく貨物代金より低価となっていること、及び当該請求書に記載された本件輸入貨物が本邦に到着するまでの運賃のうち本件申告に係る輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）に含まれていないものがあることを確認し、本件輸入貨物の買手である審査請求人が当該請求書に基づき支払いを行ったことを確認したことから、本件申告について税額等の計算に誤りがある旨を指摘し、修正申告を行うように審査請求人に慫慂した。
- (5) H税関調査部は、審査請求人が修正申告を行わない意思を表明したことを受け、A税関及びC税関に対して本件申告の税額等の計算の誤りについて通報した。
- (6) 上記通報を受け、原処分庁は、別表に記載する処分日において本件各処分を行った。
- (7) 審査請求人は、本件各処分の取消しを求めて、平成27年12月25日付でA税関長及びC税関長に対して異議申立てを行ったが、A税関長及びC税関長は、平成28年3月29日付で異議申立てを棄却する決定を行った。
- (8) 審査請求人は、同年4月25日付で財務大臣に対して審査請求を行った。

2. 審査請求人の主張

- (1) 本件各処分に係る審査請求書等によれば、審査請求人の主張の概要は以下のとおりである。

イ インボイスと振込の差額は調査されたが、なぜそのような差額が出たのかについての調査はされていない。退職した当時の担当者によれば、金額の差については、生地在庫や未引取商品の処理代を併せて送金したり、入荷商品の不良品のクレーム等に係る処理について減額をする等して支払いの実行をしたり、単価の訂正をして帳尻を合わせていた。それ以外の処理方法を知識として持ち合わせておらず、会社の方針として、利益管理の為、クレームは全て品番単位で実行していた。

ロ 税関は、全ての貿易会社に対して平等に調査していない。以前、税関に対して債務超過である旨説明したところ、予定されていた調査が取りやめになったことがあり、税関の担当者の判断で調査対象企業を自由に選択している。また、貿易に関して知識不足な会社に対して、事前に告知指導していない。

3. 当審査会の判断

(1) 輸入貨物に係る課税価格の決定方法について

輸入貨物の課税価格の決定方法については、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「定率法」という。）第 4 条第 1 項が原則的な課税価格の決定方法を定めており、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされたときに、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（以下「現実支払価格」という。）に、その含まれていない限度において同項各号に掲げる運賃等の額を加えた価格とする旨規定している。

そして、関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）4-2(1) は、現実支払価格の意義について、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいうものと明記している。

(2) 関税の更正について

関税の更正は、法第 7 条の 16 第 1 項の規定に基づき、輸入貨物に係る納税申告があった場合において、その申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告に係る税額等を更正することとされている。

(3) 過少申告加算税について

イ 輸入貨物に係る過少申告加算税は、法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、輸入貨物に係る納税申告があった場合で、修正申告又は更正があった

ときは、当該納税申告に係る納税義務者に対し、当該修正申告又は更正に基づき納付すべき税額に対して課すこととされている。また、過少申告加算税が課される場合であっても、修正申告又は更正に係る納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、その修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、法第12条の2第3項の規定に基づき、納付すべき税額から、その正当な理由があると認められる事実に基づく税額を控除して、過少申告加算税を課すこととされている。

ロ この点については、最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決等において、「過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置」であって、『正当な理由があると認められる』場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である」と判示されている。

(4) 本件各処分 of 適法性について

イ 本件更正処分について

(イ) H税関調査部が本件調査により確認した事実として、上記3.(4)のとおり、本件申告に使用したインボイスに記載された本件輸入貨物の単価は、本件輸入貨物の売手が作成した本件輸入貨物に係る請求書に記載された単価より低価となっていること、及び当該請求書に記載された本件輸入貨物が本邦に到着するまでの運賃のうち本件申告の課税価格に含まれていないものがあることの2点が認められる。

(ロ) 原処分庁は、本件申告に使用したインボイスに記載された単価に基づく貨物代金と本件輸入貨物の売手が作成した本件輸入貨物に係る請求書に記載された単価に基づく貨物代金との差額及び当該請求書に記載された本件輸入貨物が本邦に到着するまでの運賃のうち本件申告の課税価格に含まれていないものを本件申告における課税価格に係る不足申告額として本件更正処分を行っている。

(ハ) 本件輸入貨物の売手が作成した本件輸入貨物に係る請求書に記載された単価に基づく貨物代金及び当該請求書に記載された本件輸入貨物が本邦に到着するまでの運賃については、外国送金依頼書兼告知書によ

り売手に対して送金している事実を確認することができ、当該貨物代金及び運賃は本件輸入貨物に係る輸入取引に関し売手に対し又は売手のために支払ったものであることが確認できる。したがって、当該貨物代金及び運賃は現実支払価格であり、課税価格に含めるべきものであると認められる。

- (ニ) 審査請求人は、本件申告に使用したインボイスに記載された金額と本件輸入貨物の売手が作成した本件輸入貨物に係る請求書に基づき支払った金額との差額について、なぜ当該差額が生じたのか調査がされていない旨主張し、本件輸入貨物に係る代金の送金を行う際に生地在庫や未引取商品の処理代を併せて送金したり、入荷商品の不良品のクレーム等に係る処理について減額をする等、本件輸入貨物の売手が作成した請求書に基づきどのように当該売手に対して送金を行っているかを述べている。また、審査請求書の添付資料として提出された「〇〇〇〇との貿易について」と題する書面によれば、「生地を見込み生産していた為、残っていた分の生地代は製品代に含まず後日、清算する段取りにして」いたこと、「残った生地の清算は不良品やクレームなどの処理を残生地分より引いて支払をする様にして」いた旨の記載があり、それらを踏まえると、当該請求書に記載された単価には、本件輸入貨物に使用されていない生地の代金が含まれており、当該生地の代金は課税価格に含まれるものではないから、当該請求書に基づき課税価格を計算すべきでなく、本件申告に使用したインボイスに基づき課税価格の計算を行うべきである旨を主張するものと認められる。
- (ホ) しかしながら、当該請求書に記載された本件輸入貨物が本邦に到着するまでの運賃のうち本件申告の課税価格に含まれていないものが課税価格に含めるべきものであることは、上記(ハ)から明白であり、また、本件申告に使用したインボイスに記載された単価に基づく貨物代金と当該請求書に記載された単価に基づく貨物代金との差額について、本件輸入貨物に使用されていない生地の代金に係るものであることを客観的に証明する資料は、H税関調査部が本件申告について税額等の誤りがある旨を指摘し、修正申告を慫慂した後にも未だ審査請求人から提出されていない。

上記に鑑みれば、上記(ハ)のとおり、当該請求書に記載された単価に基づく貨物代金及び本件輸入貨物が本邦に到着するまでの運賃が現実支払価格を構成するものであるとして原処分庁が本件更正処分を行ったことは合理的なものであるといえることから、審査請求人の主張には理由がない。

(ハ) 以上のことから、本件輸入貨物に係る課税価格の算出は、定率法第4条第1項の規定に基づき適法になされたものであり、本件更正処分は適法である。

ロ 本件過少申告加算税賦課決定処分について

上記(3)のとおり、過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、「正当な理由」がある場合を除き、原則として賦課されるものであるところ、本件申告における課税価格の誤りは、審査請求人が本件申告を行う際に、本件申告に使用したインボイスに記載された金額が現実支払価格であるか否かについて確認を行わなかったため発生したものであるといえることから、課税価格の誤りを防止することは容易にできたといえる。したがって、「真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合」に該当するということはできず、法第12条の2第3項に規定する「正当な理由があると認められるものがある場合」に該当するとはいえないから、同項の規定は適用されない。よって、本件過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

ハ その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、税関の担当者の判断で調査対象企業を自由に選択している旨主張するが、調査対象企業の選択は、権限ある税関職員の合理的裁量に委ねられていると認められる。また、審査請求人は、以前税関に対して債務超過である旨説明したところ予定されていた調査が取りやめになったことがあるとし、税関が全ての輸入者に対して平等に調査していない旨主張するが、本件調査は、税関が以前調査を取りやめた後において、審査請求人の事業の状況等を確認して実施したものであり、違法というべき裁量権の濫用はない。なお、調査手続の違法が課税処分の適法性に影響するか否かについては、「調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、その処分に取り消原因があるものと解するのが相当である。」(東京高等裁判所平成3年6月6日判決)と判示されている。

また、審査請求人は、貿易に関して知識不足な会社に対して、事前に告知指導していない旨主張するが、本件輸入貨物は法第6条の2第1項第1号に規定する申告納税方式が適用される貨物であり、納付すべき税額は納税義務者のする申告により確定することを原則としている。また、法第7条第3項において、税関は、納税義務者から輸入貨物の課税標準等につい

て教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとされているが、本件申告又は本件調査に先立って、審査請求人が税関に対して当該教示を求めたことは認められない。したがって、本件調査において、税関が審査請求人に対し、事前に申告内容の指導をしなかったとしても違法ではない。

上記のとおり、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

4. 結論

以上のことから、審査請求人の主張は採用できず、また、本件各処分はいずれも適法に行われたものと認められるから、本件審査請求を棄却することが相当である。

以 上